

第19回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年11月7日(火)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所2階会議室(一)
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名
 - 1番 保坂正雄
 - 2番 石渡正明
 - 3番 切替三夫
 - 4番 奥野元好
 - 5番 地引正和
 - 6番 注連野千佳代
 - 7番 有原敏夫
 - 8番 若林豊
 - 9番 渡邊美代子
 - 10番 露崎春雄
 - 11番 山口武夫
 - 12番 中川喜一郎
 - 14番 山口勝久
 - 15番 関根芳夫
 - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 1名
 - 13番 小泉勝彦
- 6 農林振興課職員 1名
篠原主査
- 7 出席事務局職員 4名
菊池事務局長 齊藤主幹 高品主査 石井副主査

◎開 会

平成29年11月7日午後3時00分 開会

○事務局長（菊池 博君） それでは、皆様、お疲れさまでございます。予定されている皆様おそろいですので、始めさせていただきます。

それでは、始めに地引会長からご挨拶をお願いいたします。

○議長（地引正和君） 皆さん、ご苦労さまでございます。10月は、気象庁によりますと17日間雨降っていたそうで、ほとんど何か雨だったという感じなのですが、その中で一番最後の10月30日には皆さんには君津の文化センターの研修、大変ご苦労さまでございました。多くの皆さんに出席していただきまして、ありがとうございました。

この農業委員会はこれからあと1週間たつと、大部分の方がまた視察研修ということで出席するわけでございますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。本日はご苦労さまでございます。

○事務局長（菊池 博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。総会の議長は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により会長が行うことになっておりますので、地引会長、よろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） ただいまより第19回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。13番、小泉勝彦委員。

次に、16番、石塚康夫委員から、本日おくれる旨の連絡がありました。

◎議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 次に、日程第1、議事録署名人の指名を行います。

9番、渡邊美代子委員、11番、山口武夫委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1についてを議題といたしますが、議案第1号の1及び議案第1号の2については、関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 農業委員会事務局の高品です。議案第1号の整理番号1及び2についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成29年10月19日付で申請書の提出がありました。申請内容は、神納在住の個人が、同じく神納在住の個人から交換により所有権を取得しようとする案件

です。譲り渡し人及び譲り受け人は、対象農地を交換することによって、お互いが自分の所有する農地に隣接するようになり、耕作上便利になることから交換をしたいとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページの公図をごらんください。場所は、神納字卒土田です。現地を確認したところ、現地は田で、耕作されておりました。公図については、緑色が議案第1号、整理番号1の譲り受け人の農地で、黄色が整理番号2の譲り受け人の農地になります。そして、農地を交換することにより、それぞれの農地に隣接することになり、耕作が便利になるということになります。

総会資料3ページ及び4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、議案第1号、整理番号1の譲り受け人は、非耕作地はありませんが、整理番号2の譲り受け人は非耕作地が1筆あります。これは水利がなく、耕作ができないというものであり、その他の農地については全て耕作がされております。

農機具等については、議案第1号、整理番号1の譲り受け人は、耕運機、田植機、コンバイン、トラクターを所有しています。もみすり乾燥は、親戚に借りて作業しているとのことです。整理番号2の譲り受け人は、耕運機と農用車を所有しています。その他のコンバイン、田植機、トラクター、もみすり乾燥機については、親戚から借りて作業しているとのことです。このことから、双方とも耕作に必要な機械はそろっていると思われまます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で議案第1号の整理番号1の譲り受け人が270日、整理番号2の譲り受け人が660日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が、世帯で議案第1号、整理番号1の譲り受け人は121アール、整理番号2の譲り受け人が142アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと双方とも神納地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当委員及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の1及び議案第1号の2については私が申請地担当委員及び権利者住所地担当委員となりますので、この場より私から意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

10月25日、譲り受け人の〇〇〇さんと会いまして、9時半に会いました。現地にて会いまして、今事務局の説明どおり、土地を交換することによって、お互い様の田んぼがくつつくというような、利便性がいいというようなことをございまして、何ら問題はないと思っておりますので、よろしくご審議のほ

どお願いいたします。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号の1及び議案第1号の2について採決をいたします。

採決につきましては1件ずつ行います。

それでは、議案第1号の1について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の3についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成29年10月18日付で提出がありました。申請内容は、野里在住の個人が、同じく野里在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢となり後継者もおらず、労働力不足のため売却をしたいとのこと。譲り受け人は、対象農地の隣接地を所有して耕作をしており、耕作上便利であることから、申し出を受けるとのことです。

総会資料5ページの位置図をごらんください。場所は、野里字三丁目です。現地を確認したところ、現地は田で、保全管理されておりました。

総会資料6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや田植え機、コンバインにもみすり乾燥機等を所有しており、耕

作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で360日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が244アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人はもともと野里地区でも耕作をしているため、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。先月の28日午前8時、現地で譲り受け人の〇〇〇さんと落ち合いまして、現地確認を行いました。

現地は、ことしはつくっていませんでしたが、すぐつくれる状態でした。〇〇〇さんの農家要件とかは、事務局の報告のとおりです。ほかには問題ありませんと思いますので、ご審議お願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号4についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成29年10月23日付で申請書の提出がありました。申

請内容は、野里在住の個人が、野里在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢となり後継者もおらず、労働力不足のため売却をしたいとのことです。譲り受け人は、対象農地が自宅から近く耕作上便利であることから、売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料7ページの位置図をごらんください。場所は、野里字太田です。現地を確認したところ、現地は畑で、耕作されておりました。

総会資料8ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、農用車のみの所有となっておりますが、親戚からトラクター、田植え機、コンバインを借りて耕作し、もみすり乾燥については作業委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で400日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が71アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと野里地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。譲り受け人から連絡がなかったものですから、けさ自宅へ行ってきまして確認しました。内容は、事務局の言われたとおり、問題ないと思います。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号5についてご説明いたします。

議案の3ページ及び4ページをごらんください。本件は、平成29年10月23日付で申請書の提出がありました。申請内容は、三箇在住の個人が、4人の共有名義の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢となり後継者もおらず、労働力不足のため譲り受け人に売買したいとのことです。譲り受け人は、対象農地が自作地に近く耕作上便利であることから、売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料9ページから10ページの位置図をごらんください。場所は、三箇字仲沖及び野里上永府、城ノ腰、五霊、五霊台です。現地を確認したところ、野里の五霊及び五霊台は畑で、そのほかは水田となっており、全て耕作され管理されておりました。

総会資料11ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターに耕運機、田植え機、コンバイン、もみすり乾燥機等を所有しています。このことから、耕作に必要な機械はそろっているものと思われれます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で280日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が341アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、石塚康夫委員。

○16番（石塚康夫君） 16番、石塚です。きょうはおくれて申しわけございません。

この件につきまして、10月25日の午前10時半から現地を確認いたしました。立会人は本人、譲り受け人の〇〇〇さんです。私の場合には三箇地籍の2筆のみを確認いたしました。事務局のほうから説明がありましたとおり、前作は耕作してありますし、普通の水田状態でございます。農作業の従事日数ですけれども、〇〇〇さんは〇〇〇でございますので、籍は〇〇〇にないのですけれども、母親

が同居をいたしておりまして、大体同じ日数ぐらい従事をしているということでございます。特に問題ないと考えましたので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数地区の申請地があるため、もう一つの申請地担当地区委員の現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。10月26日に〇〇〇さんと現地で落ち合いまして、現地確認を行いました。現地は、水田と畑ですけれども、ともにきれいに耕作されておりました。問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の5について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の6について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号6についてご説明いたします。

議案の4ページをごらんください。本件は、平成29年10月17日付で申請書の提出がありました。申請内容は、横田在住の個人が、市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、市外に居住しており、農地の管理が困難なことから譲り受け人に売買したいとのことです。譲り受け人は、対象農地が自作地に近く耕作上便利であることから、売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料12ページの位置図をごらんください。場所は、横田字成竹後です。現地を確認したところ、現地は田で、耕作されておりました。

総会資料13ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

ん。

農機具等については、トラクターや田植え機等を所有し、稲刈り及びもみすり乾燥については地元の〇〇営農組合に作業委託しているとのこと。このようなことから、耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で300日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が224アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと横田地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、若林豊委員。

○8番（若林 豊君） 8番、若林です。この件につきましては、先月18日の午前11時に〇〇〇さんと現地を確認してまいりました。現地は、今事務局がお話しのとおり、きれいに耕うんされて、いつでも作物が植えられるような状態になっておりました。今回のこの件ですけれども、特に一番問題が、やはり〇〇〇さん本人が非常に高齢だということが一番ネックかなと思ひまして、いろいろ話を聞いてみましたけれども、〇〇〇の〇〇〇の営農組合に入っており、刈り取りとかもみすり乾燥、それと出荷については全て営農組合がやってくれているということです。そして、ここには本人しか書いてございませんけれども、長男がおりまして、長男が〇〇〇のほうに住んでいると思います。その方が田植え等は、忙しい時期は横田のほうに来て田植えをしていると、実際私もそれを何回か見ておりますけれども、ですからある程度今現時点でも2町歩以上の面積を耕作して、田んぼもある程度、秋になればきれいに耕うんしてあるということで、非常に精農家で熱心な方でございますので、この件に関しては問題ないかというふうに私は判断しておりますので、皆様方承認のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

石塚さん。

○16番（石塚康夫君） 細かいことで申しわけないのですけれども、位置図なのですけれども、地番が〇〇〇、これ一応一緒だと思うのですけれども、〇〇〇というのはどこになりますか、〇〇〇。

○事務局（高品芳朗君） 総会資料14ページです。

○16番（石塚康夫君） そうですか。済みません、見間違えました。

○議長（地引正和君） いいですか。

○16番（石塚康夫君） はい、了解です。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の6について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の6については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の7について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号7についてご説明いたします。

議案の4ページをごらんください。本件は、平成29年10月17日付で申請書の提出がありました。先ほどの議案第1号の6でご説明した譲り受け人からの申請になります。申請内容は、横田在住の個人が、同じく横田在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢で労働力不足であり、農地の管理が困難なことから譲り受け人に売却したいとのことです。譲り受け人は、対象農地が自作地に近く耕作上便利であることから、売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料14ページの位置図をごらんください。場所は、先ほどの横田字成竹後になります。現地を確認したところ、現地は田で、耕作されておりました。

総会資料13ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、譲り受け人が先ほどの議案第1号の6と同じことから、全部効率利用要件の説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、若林豊委員。

○8番（若林 豊君） 8番、若林です。この件につきましても、前の1号議案の6と同じようなことで、先月18日に現場を見てまいりまして、一応何も問題ないということですので、よろしくご審議の

ほどお願いしたいと思います。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の7について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の7については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の5ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が、自身の所有する農地を障がい者の居住支援を目的とした寄宿舍用地に転用したいとする案件であり、土地の所在等は議案記載のとおりです。

なお、寄宿舍の運営に当たっては、障害者総合支援法における障害福祉サービス事業として、市外の法人が運営するとのことで、建物賃貸借予約契約書で確認をしております。

また、本件については、平成29年10月23日に申請書の提出がなされております。

総会資料15ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北東側約730メートル、奈良輪小学校の南側約330メートルで、市街化区域に近接した区域にある農地であり、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用につきましては、総会資料16ページのとおりでございます。木造2階建て2棟の寄宿舍及び駐車場を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水は合併浄化槽にて処理し、また雨水につきましては敷地内に雨

水貯留槽を設け、流出量を抑制の後、汚水、雑排水とともに既設の市有排水路へ放流される計画となっております。

総会資料17ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが、市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第2号の1については私が申請地担当地区委員となりますので、この場より私から意見及び報告をさせていただきます。

10月30日の午前9時より担当地区の小泉委員と2人で現地を見ました。今、言われましたように、ほとんど周りがアパートと住宅になっておりまして、ここの土地しかあいてございませんでした。そしてまた、譲り渡し人のほうは〇〇〇さんで、前に〇〇〇の〇〇〇をやっていた方でございますので、手続上また今事務局の報告のとおり障害者支援施設ということでございますので、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めますが、議案第3号の1ないし議案第3号の3については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第3号の整理番号1ないし整理番号3についてご説明いたします。

議案の6ページをごらんください。本件は、市外の法人が市内在住2名及び市外在住1名の所有者から農地4筆、2,732平方メートルを買い取り、戸建て住宅10棟を建築し、建て売り分譲しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成29年10月13日に申請書の提出がなされております。

総会資料18ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北東側約1キロメートル、奈良輪小学校南側、学校前に位置し、水道管、下水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校及び病院があることから第3種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料の19ページのとおりであり、木造2階建て10棟の戸建て住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、総会資料の20ページになりますが、汚水、雑排水は新設道路内に公共下水道管を埋設し、各宅地内より放流、また雨水については各宅地内に雨水浸透貯留施設を設置の上、抑制し、オーバーフロー分は新設道路内の側溝へ排水する計画となっております。

総会資料21ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（有原敏夫君） 7番、有原です。運営委員会の内容についてご報告いたします。

議案第3号の整理番号1ないし整理番号3についてですが、譲り受け人が譲り渡し人から売買により農地を取得し、10棟の建て売り分譲住宅用地として転用しようとする案件でございます。

10月31日に運営委員会を開催して、現地の調査及び関係者からの状況の確認とともに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地確認には、譲り受け人、譲り渡し人及び代理人に出席いただき、午後3時35分から現地にて実施いたしました。現地では申請農地の確認をするとともに、関係者から事業説明をいただき、質疑応答を行いました。

主な質疑内容ですが、雨水浸透施設について1時間当たり100ミリの雨量を想定した場合の貯留量に関する質問があり、各宅地内に浸透施設を設置することで貯留するが、流出抑制量の計画計算値では、雨が降り続け、3時間程度は貯留できるとの説明がありました。

審査会は、午後4時40分から市役所2階会議室において、譲り受け人、譲り渡し人及び代理人に出席いただき、行いました。事務局からの議案説明を受けた後、譲り受け人からも事業説明を受け、続いて委員から質問があり、譲り受け人から説明をいただきましたので、その内容についてご報告いたします。

譲り受け人からは、本申請地において土砂の搬入はなく、区域内を切盛土し、外周にコンクリートブロック及び擁壁を設置して造成するとともに、東側道路の幅員拡張や区域内への道路新設の計画があるとの説明を受けました。また、排水関連について、汚水、雑排水は新設道路内に公共下水道管を埋設し、各宅地内から同管へ放流するとの説明がありました。

質疑では、雨水等の災害に関する質問に対しては、現地は海拔2.1から2.3メートルであり、開発地は道路より多少上げた高さで計画しているとのことでした。また、入居需要に関する質問に対しては、若年層が初めて購入するマイホームとして需要を見込んでいるとのことでした。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、運営委員全員一致にて許可すべきものということになりました。

以上、ご報告いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1ないし議案第3号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の3については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の4について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第3号の整理番号4についてご説明いたします。

議案7ページをごらんください。本件は、市内の法人が、市内在住の所有者から農地4筆、7,267平方メートルを使用貸借し、現在危険性のある隣接道路との高低差解消や効率的な耕作地にするための農地造成を目的としまして、農地転用許可後3年間一時転用したいとする案件であり、土地の所在、

権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、事業全体の計画面積でございますが、山林等の農地以外のものを含ますと9,970平方メートルでございます。

なお、本件については、平成29年10月23日に申請書の提出がなされております。

議案資料22ページの位置図をごらんください。申請地は、首都圏中央連絡自動車道、木更津東インターの西側約3.3キロメートル、吉野田保育所の南東側約1.4キロメートルに位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

議案資料24ページの土地利用計画図をごらんください。埋め立ての事業計画でございますが、最大4.9メートルの埋め立てを行い、天地返しをするとともに0.5メートルの覆土を行います。法面の勾配は、約33度の安定勾配でございますが、草地にすることで土砂の崩落を防止します。また、造成のための土砂は、鴨川市の浜萩地先の外構及び附帯工事から搬入する建設残土を使用します。

一時転用後の農地への復元としましては、カボチャ、トマト、芋などの夏野菜を作付する計画となっております。

議案資料23ページをごらんください。防災及び排水関係ですが、施工中は雨水が流出しないよう小堰堤で囲み、沈砂浸透池を設けて浸透処理し、また施工後につきましては雨水が隣接の道路及び法面に流れないように、小堰堤を設けるとともに、草地を計画し、法面崩壊を防止する計画となっております。さらに、通風対策としまして、風当たりの強い箇所には栗の木を植栽する計画となっております。

他法令関係については、土砂等の埋め立てに伴う特定事業及び土砂汚染対策法に伴う土地の形質変更の届け出、市環境条例に基づく特定作業実施の届け出、文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘の届け出が該当し、いずれも事前協議が整い、許可申請書及び届出書の提出がなされております。

総会資料の25ページをお開きください。現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（有原敏夫君） 7番、有原です。運営委員会の内容についてご報告いたします。議案第3号の整理番号4については、譲り受け人が譲り渡し人から農地を使用貸借し、効率的な耕作地への復元などを目的とした農地造成を行うため、3年間の一時転用をしようとする案件でございます。

10月31日に運営委員会を開催して、現地の調査及び関係者からの状況の確認とともに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地確認には、譲り受け人、譲り渡し人及び代理人に出席いただき、午後2時55分から実施いたしました。現地では申請農地の確認をするとともに、関係者から事業説明をいただき、質疑応答を行い

ました。

主な質疑内容ですが、造成計画では申請地ぎりぎりまで法面が計画されているが、境界に問題ないのかとの質問に対しては、特定事業担当課と事前協議済みであり、外周を白い杭で杭表示をしてから行うとのことでした。また、農地復元として夏野菜畑を計画しているが、畑への水の供給に関する質問では、雨水のみで対応するとのことでした。

審査会は、午後4時10分から市役所2階会議室において、譲り受け人、譲り渡し人及び代理人に出席いただき、行いました。事務局からの議案説明を受けた後、譲り受け人からも事業説明を受け、続いて委員から質問があり、譲り受け人から説明をいただきましたので、その内容についてご報告いたします。

譲り受け人からは、埋め立ての面積や土砂の量、10トンダンプによる運搬方法などの埋め立て実施内容や特定事業の状況報告が4カ月に1回実施されること、また安全対策から埋め立ての高さを4.9メートルにし、市道とほぼ同じ高さにするとともに、施工後は通風対策として風当たりの強い箇所には栗の木を再植するとの説明を受けました。

質疑では、法面の崩壊がないよう補強に関する質問がありましたけれども、今事務局から説明があり、繰り返しになると思いますけれども、施工中は場外へ雨水が流出しないように、小堰堤で囲み、沈砂浸透池を設け、雨水を場内で浸透処理するという計画をするということです。また、施工後は、降った雨水が流出して法面を崩壊させないように、上部平坦部と法面の境に小堰堤を設けるとともに、草地を計画して、法面崩壊を防止するということでした。また、大型車の通行に関する質問では、道路の損傷については、市道担当課と事前協議済みで、施工前後で状況を確認しながら対応する予定であり、道幅が狭い箇所については、大型車は一方通行にして、ガードマンを配置し、安全対策を講じることでした。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、運営委員全員一致にて許可すべきものということになりました。

以上、ご報告いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の4について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の4については許可相当と決定いたします。

4時まで休憩したいと思います。よろしく願いいたします。

休 憩

再 開

○議長（地引正和君） 皆さんおそろいになりましたので、審議を再開したいと思います。

◎議案第4号 平成29年度第7次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 平成29年度第7次農用地利用集積計画書（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第4号についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

今回の申請は、利用権設定が81件あり、そのうち74件は農地中間管理事業による利用権設定になります。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の61ページから68ページをごらんください。まず、農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方の面積は合計で2,887.1363アールとなっております。利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから46ページの農用地利用集積計画各筆明細書の記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、72ページをごらんください。農業経営基盤強化促進法により所有権移転を行う方は3人で、面積は103.81アールとなっております。所有権設定の詳細内容につきましては、69ページから70ページの農用地利用集積計画各筆明細書記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成29年度第6次農用地利用配分計画（案）に対する意見について

○議長（地引正和君） 次に、議案第5号 平成29年度第6次農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

議案第5号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農林振興課から農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、篠原君。

○農林振興課主査（篠原太郎君） 皆さん、こんにちは。農林振興課、篠原と申します。

それでは、議案第5号 平成29年度第6次農用地利用配分計画（案）につきましてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、皆様のご意見を伺うものでございます。今回は、配分計画（案）が14件となっております。14件の内訳でございますが、地域でまとまって農地中間管理機構を通して貸し借りをを行う案件が2地区、個別案件が1つとなっております。

配分計画案のうち、整理番号1と2、ページ数でいきますと1ページから15ページ、こちらは地域でまとまった案件の一つでございます。大字でいきますと、吉野田地区になりますが、吉野田地区のうち、岩井作土地改良区区域においてまとまった形で集積した案件でございます。貸し借りの面積ですが、3万8,778.63平方メートルとなり、受け手となる担い手は2名、担い手に対し農地中間管理機構を通して貸し付ける出し手は7名となっております。内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、整理番号3から13の配分計画（案）でございます。ページ数でいきますと16ページから98ページでございます。こちらは大鳥居地区においてまとまった形で集積した案件となっております。貸し借りの面積は20万7,286平方メートルとなり、受け手となる担い手は11名、担い手に対し農地中間管理機構を通して貸し付ける出し手は28名となっております。内容につきましては、記載のと

おりでございますので、説明は省略させていただきます。

今回の配分計画案の最後でございます。整理番号14、ページ数、99ページから104ページの案件でございます。こちらは、個別の案件で、農地の借り受け者は大曾根の〇〇〇さんです。借り受ける農地は、大曾根地先6筆、貸し借りの面積は5,452平方メートルとなっております。内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

以上で配分計画(案)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

ご苦労さまでした。

◎報告事項

○議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案8ページから11ページまででございますが、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成29年9月1日から平成29年9月30日までで14件でございます。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。

議案の12ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告い

たします。

なお、専決処理期間は、平成29年9月1日から平成29年9月30日までで2件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

どうぞ、石渡さん。

○2番（石渡正明君） 事務局にお礼ですけれども、先ほどの協議の部分、権利内容について単なる所有権移転ではなく、手書きですが、（売買）という形でわかりやすく表記していただきまして、お礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（地引正和君） ほかに何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第19回農業委員会総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時12分 閉会